

	<p>京都府文化力による京都活性化推進条例(京都府条例第40号) (平成17年10月18日公布・施行)</p>	<p>文化芸術基本法(平成13年法律第148号) (平成13年12月7日公布・施行) (平成29年6月23日文化芸術振興基本法の一部を改正する法律 公布・施行)</p>
<p>前文</p>	<p>文化は、日々の生活や経済行為の中に深く根ざし、長い歴史をかけて積み重ねられ、伝えられてきた英知の結晶であり、人と人とが共生し、うらおいのある地域社会を築いていく糧となるものである。また、新たな文化との出会いは、私たちの創造力を高め、感性を刺激し、生活を豊かにする社会的及び経済的な活力の源泉となるなど、文化は、様々な力、いわゆる文化力を有している。</p> <p>京都は、古来から、海外の多様な文化を受け入れ、伝統の上に新たな文化を創造し、海外や他の地域の人々とも共に生きる文化をはぐくんできた。さらに、それを絶えず刷新してきた創造的な気風の下に、人々を引き付けてやまない我が国を代表する文化を形成し、優れた芸術を生み出してきた。同時に、丹後から山城までの各地域において、自然と共生しながら、個性豊かな文化と産業を築き上げ、京都の文化を高め、支えてきた。</p> <p>現代の日本社会は、物質的な豊かさの中にあるものの、人や地域とのきずなが希薄化していることも指摘されている。このような状況において、人々が生き生きと暮らし、また、次代を担う若者が伸びやかに育つためには、私たちは、魅力ある文化を持つ京都の一員として、文化に親しみ、次世代に継承するよう努めるとともに、文化を介した交流を積極的に行い、地域を元気にしていくことが求められている。さらに、これまで培われてきた文化を新たな価値の創造のために活用することができる環境の整備等を通じて、文化力の向上を図り、京都の多様な文化を生かす創造活動が活発に行われる社会を実現していくことが緊要な課題となっている。</p> <p>このような認識の下に、文化力による京都の活性化の推進についての基本理念を定め、府民と協働しながら、多様な文化の振興を図るとともに、文化力による京都の活性化の推進に関する施策を総合的に推進し、もって、心豊かでより質の高い府民生活及び活力ある京都の実現に寄与するため、この条例を制定する。</p>	<p>文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。</p> <p>我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。</p> <p>しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。</p> <p>このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。</p> <p>ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。</p>
<p>目的</p>	<p>この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。(第1条)</p>	

<p>基本理念</p>	<p>1 文化力による京都の活性化の推進は、府民が、等しく、多様な文化に親しみ、参加し、又はこれを創造することができる環境の下に、文化に関する活動(以下「文化活動」という。)が活発に行われることを旨として、行われなければならない。(第1条第1項)</p> <p>2 文化力による京都の活性化の推進は、府民が、自主性に基づき、京都の文化の継承及び発展に努め、かつ、社会全体で文化を大切にする気運の醸成を図ることを旨として、行われなければならない。(同条第2項)</p> <p>3 文化力による京都の活性化の推進は、地域の歴史及び風土を反映した魅力ある文化が息づく地域社会を実現することを旨として、行われなければならない。(同条第3項)</p> <p>4 文化力による京都の活性化の推進は、京都の豊富な技術、意匠等の知的資産を活用した活動が活発に行われる環境を整備することにより、創造性豊かな社会を実現することを旨として、行われなければならない。(同条第4項)</p> <p>5 文化力による京都の活性化の推進に当たっては、将来の社会の発展を支える基礎的な学問、研究等の振興に配慮しなければならない。(同条第5項)</p> <p>6 文化力による京都の活性化の推進に当たっては、社会の発展が真に心豊かな府民生活の実現に寄与するものとなるよう、人間尊重の価値観をかん養する文化の役割に配慮しなければならない。(同条第6項)</p> <p>7 文化力による京都の活性化の推進に当たっては、文化芸術振興基本法(平成13年法律第148号)の趣旨を踏まえ、芸術をはじめとする多様な文化の振興が図られなければならない。(同条第7項)</p>	<p>1 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。(第2条第1項)</p> <p>2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。(同条第2項)</p> <p>3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、<u>国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。</u>(同条第3項)</p> <p>4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、<u>我が国及び世界において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。</u>(同条第4項)</p> <p>5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。(同条第5項)</p> <p>6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。(同条第6項)</p> <p>7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。(同条第7項)</p> <p>8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。(同条第8項)</p> <p>9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。(同条第9項)</p> <p>10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。(同条第10項)</p>
-------------	--	---

その他の
主な追
加・強化
等の内容

(以下省略)

▼国の基本的施策等の追加について

①文化芸術団体(学校等、文化芸術活動を行う団体)の役割や国、地方公共団体、民間事業者等の関係者相互の連携・協働に係る努力義務が追加。(第5条の2、3)

②芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能の振興について、伝統芸能の例示に「組踊」が追加されるとともに、必要な施策の例示に「物品の保存」、「展示」、「知識及び技術の継承」などへの支援が追加。(第8～11条)

③生活文化の例示に「食文化」が追加されるとともに、生活文化の振興が追加。(第12条)

④「海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示」、「文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成」等への支援、日本語教育を行う機関における教育水準の向上、著作物の適正な流通を確保するための環境整備等が追加。(第15、19、20条)

⑤芸術家等の養成及び確保について、「教育訓練等の人材養成」、「文化芸術に関する作品の流通の確保」などを必要な施策に追加。(第16条)

⑥障害者芸術等の文化芸術活動の充実について、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援が追加。(第22条)

⑦公共の建築等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組の努力義務が追加。(第28条)

▼文化芸術推進基本計画について

①文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、政府が定める「基本方針」を「文化芸術推進基本計画」に改める。(第7条)

②地方公共団体は、政府の「文化芸術推進基本計画」を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画として「地方文化芸術推進基本計画」を策定する努力義務が追加。(第7条の2)

▼文化芸術の推進に係る体制等の強化について

①政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、「文化芸術推進会議」を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うことが追加。(第36条)

②地方公共団体に、「地方文化芸術推進基本計画」その他文化芸術の推進に関する重要事項を調査審査するため、条例で定めるところにより、審議会等の合議制の機関を置くことができることが追加。(第37条)